

ご誕生

おめでとうございます

お子さまの誕生で必要となる手続き



手続きに期限があるものがあります。
早めの確認をお願いします。

忘れずにお持ち下さい

本人確認書類（窓口を訪れる人）

1点で本人確認できるもの



運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など

確認に2点が必要なもの

健康保険証、年金手帳、顔写真付きの社員証など

印鑑（認め印可）

その他の書類

手続きごとに必要な書類はこの冊子で確認してください。

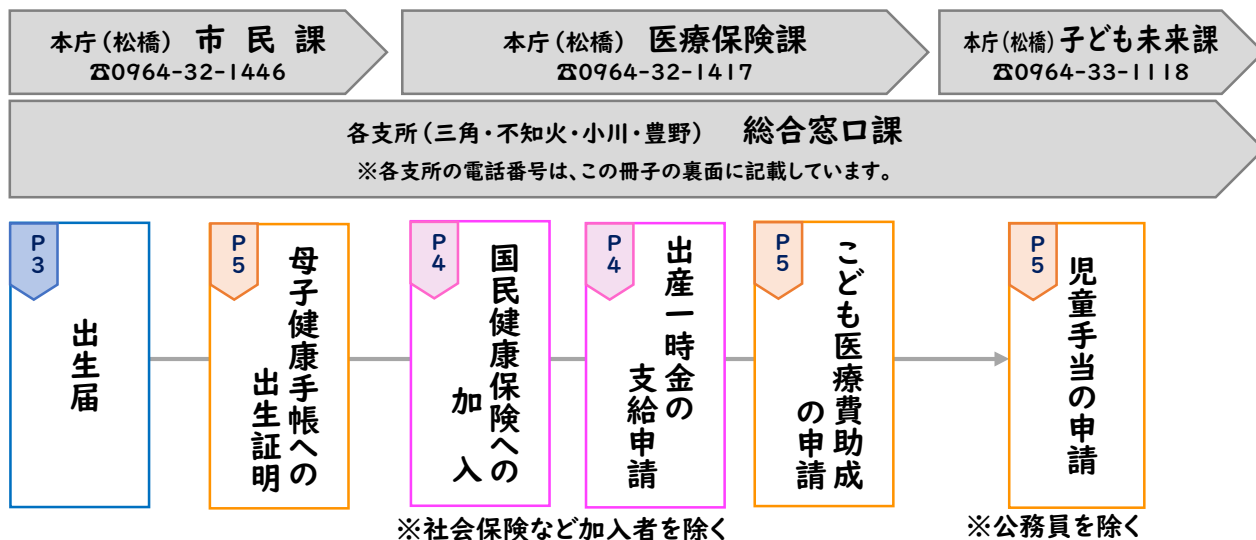


お子様のご両親以外の方が代理で手続きする場合は、
事前に担当課にお問い合わせ下さい。



市外にお住まいでも、宇城市で出生届出ができます。
ただし、出生届出以外の手続きは、お住まいの市町村で行って
ください。

主な手続きの流れ (本庁または各支所で手続きできます)



その他の手続き ※該当する場合のみ

- ・市営住宅の同居手続き(都市整備課 ☎0964-32-1694)
- ・水道利用人数の変更届(上下水道課 ☎0964-32-1674)
- ・未熟児養育医療給付申請(医療保険課 ☎0964-32-1417)

住所・戸籍

該当する人	手続き	必要なもの	受付窓口
☐ 全員	出生届出 <u>生まれた日を含めて14日以内</u>に届出て ください。 ※市外でも手続きできます。	・医師、助産師などが作成した 出生証明書付き出生届(※) ・母子健康手帳 ※保護者記入欄は事前に記入す るとスムーズです。 出生届記入例はこちら ↓ 左側を記入してください。 右側は医師等の記入欄です。 	本 庁 5 市民課
☐ 全員	お子さまのマイナンバー 後日、郵送で通知が届きます(約1か月程 度)。早急にマイナンバーが必要な場合 は、マイナンバー入りの住民票の交付を申 請してください。		各支所 総合窓口課
☐ 全員	お子さまの住民票コード 窓口を訪れた人の本人確認後、お渡しし ます。本人確認ができない場合や親権者 以外が訪れた場合は、後日、郵送します。		

健康保険

該当する人	手続き	必要なもの	受付窓口
☐ お子さまが 宇城市の国民健康保険 に加入する人	国民健康保険への加入		本庁 8 医療保険課 各支所 総合窓口課

※お子さまが社会保険など宇城市国民健康保険以外の健康保険に加入する場合は、加入される健康保険で手続きが必要です。

☐ 出産した人が 宇城市国民健康保険加入者 ① 出産した医療機関で「直接 支払制度」(※1)の手続き をし、出産費用が42万円 (※2)に満たなかった方 ② 「直接支払制度」(※1)を利 用せずに、出産費用の全額 を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号が分かるもの ・病院でもらった次の2点 ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し ・印鑑	本庁 8 医療保険課 各支所 総合窓口課
☐ 出産した人が 宇城市国民健康保険以外	同様の制度があります。 手続き方法は、加入している健康保険の担当者に問い合わせして下さい。		加入している 健康保険窓口

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度

※2 産科医療保障制度に加入していない医療機関では40.8万円(令和3年12月31日までの出生は40.4万円)

こども

該当する人	手続き	必要なもの	受付窓口
☐ 全員	母子健康手帳への出生証明	・母子健康手帳	本庁 5 市民課 各支所 総合窓口課
☐ こども医療費助成を 申請する人	こども医療費受給者証交付の申請 ※助成の内容や手続き に関する案内動画はこちら→ (宇城市公式YouTube) 	・お子さまの健康保険証 ・生計維持者の振込先の分かるもの ※お子様の健康保険証が届いてから手続きを して下さい。オンラインでも申請できます。	本庁 8 医療保険課 各支所 総合窓口課
☐ 児童手当を申請する人	児童手当の認定請求 生まれた日の翌日から15日以内に 申請して下さい。 ※公務員の方は勤務先で申請して下さい。	・生計維持者の健康保険証、振込先 の分かるもの ・生計維持者と配偶者のマイナンバー カード ※2人目以降は通帳・健康保険証ともに必要 ありません。	本庁 10 こども未来課 各支所 総合窓口課
☐ 未熟児で出産された人	養育医療給付の申請 ※詳しくはこちら→ 	・指定医療機関からの意見書 ・お子さまの健康保険証 ※ご家族の所得・課税証明書が必要な場合が あります。 ※お子さまの健康保険証が届いてから手続き をして下さい。	本庁 8 医療保険課

～ こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内 ～

体重測定、予防接種・乳幼児検診の説明などを行っています。

お子様が生まれてから2か月頃までを目安に、保健師が家庭訪問を行います。

日程は個別に保健師から連絡します。

保健福祉センター 健康づくり推進課 ☎0964-32-7100

その他

該当する人	手続き	必要なもの	受付窓口
☐ 井戸水を利用し、水道メーターがない人 農業集落排水を利用している人	利用人数の変更届		本庁 14 上下水道課 各支所 各担当課
☐ 市営住宅に入居している人	同居手続き	世帯主とお子様の続き柄が分かる書類 (住民票、戸籍謄本、母子手帳など)	本庁 16 都市整備課 各支所 各担当課

宇城市で子育てをするパパやママへ

子育て世帯向けの行政サービス情報を掲載した
「宇城市子育てガイド」を配付しています(10 ことも未来課)

また、UKINISUM 特設サイトにも
子育て支援の情報がります →



支所電話番号一覧

○三角支所 0964-53-1111

○不知火支所 0964-33-1111

○小川支所 0964-43-1111

○豊野支所 0964-45-2111



宇城市役所

〒869-0592 宇城市松橋町大野 85 番地
(代表電話番号) 0964-32-1111

開庁時間 あさ 8 時 30 分～夕方 5 時 15 分
(土・日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

三角支所、不知火支所、小川支所、豊野支所でも各種手続きができます。なお、支所では受け付けていないものがあります。冊子をご確認下さい。